

## 今後の進め方について

金指 潔

まず、今回出席できないことをお詫び申し上げます。欠席委員にも意見を求める会とのことでしたので、簡単ではありますが、本書にて意見を申し上げさせていただきます。

まず、この会議では、いろいろな立場の皆様が様々な知見をお持ちでいらっしゃるから、こうした皆様が様々な意見を提言するだけでも十分意義あることと考えております。

前回の会議において提唱された「ヒアリング」についてですが、私は不要だと考えます。

以前より申し上げていることの繰り返しで大変恐縮ですが、前回の「検察改革」は問題点が明確で、したがって論ずべき点も明確でした。

今回は明確な論点が無い中で、ある種“多様な意見を出し合う会議”として議事運営がされているため、ヒアリングは会議方針からかけ離れており、また、会議そのものの性格がゆがむことになると考えます。

まずは本会議として、委員の意見を早く整理して法務省に提示していくべきだと考えています。その意見を受け、本会議の後に、法務省の判断としてヒアリングが必須ということであれば、テーマ設定および対象者選定などを進めていけば良いと思います。

なお、前回の議論で主題となった刑事手続については、皆さまの多様な意見が乱立している状況のように見受けられたため、こちらについても各意見を活動報告として法務省に提示するのが理想ではないかと考えます。

以上